

平成31年3月29日環地温発第19032956号  
改正 平成31年4月1日環地温発第19040153号  
改正 令和元年8月9日 環地温発第1908093号  
改正 令和2年4月1日 環地温発第20040146号  
改正 令和3年2月17日 環地温発第21021711号

## 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、ローカルSDGs（地域循環共生圏）の構築及び展開を図り、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に資すること等を目的とする。

### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### 第3 補助金の交付事業

#### （1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

#### （2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 別表第1の1. 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業第1欄（1）に掲げる事業
  - ア 地方公共団体
  - イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。）
  - ウ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ② 別表第1の1. 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業第1欄（2）に掲げる事業
  - ア 地方公共団体
  - イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。）
  - ウ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

- ③ 別表第1の2. 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業
- ア 地方公共団体
  - イ 民間企業
  - ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - カ 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）
  - キ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ④ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業第1欄（1）に掲げる事業
- ア 地方公共団体
  - イ 民間企業
  - ウ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ⑤ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業第1欄（2）に掲げる事業
- ア 民間企業
  - イ 地方公共団体
  - ウ 一般社団法人・一般財団法人
  - エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
  - オ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条第二号から第八号に掲げる者
  - カ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ⑥ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業第1欄（3）に掲げる事業
- ア 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に基づく事業の特許を有する者
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に基づく許可を有する者
  - ウ 民間企業
  - エ 地方公共団体
  - オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - キ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ⑦ 別表第1の4. 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業
- ア 民間企業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者に限る。）

イ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑧ 別表第1の5. 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業  
(ただし、令和2年度からの継続事業に限る。)

ア 地方公共団体

イ 民間企業

ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営

ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)

エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 外部有識者等からなる、別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業第1欄(2)に掲げる事業における補助対象設備の一部を指定する会議の設置運営

キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第18条並びに第19条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第15条又は第16条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果等に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

## 第5 指導監督

### (1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

### (2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第11号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

## 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

### 附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の補助事業者が環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

### 附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成31年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業及び平成31年度公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成31年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事

業及び平成31年度公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和3年2月17日から施行する。
- 2 この実施要領の規定は、令和2年度補正予算（第3号）に係る補助金から適用し、令和2年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業及び令和2年度設備の高効率化改修支援事業（温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業）から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和2年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業及び令和2年度設備の高効率化改修支援事業（温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業）の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日（令和3年度予算が成立し予算の配賦があったとき以降とする）から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1

1. 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>(1) 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業</p>	<p>①計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	<p>②地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築に必要な自営線、太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備、蓄熱槽、ガスコージェネレーションシステム、車載型蓄電池、充放電</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2(ただし、ガスコージェネレーションシステムについては3分の1、また、車載型蓄電池*については、蓄電容量(kWh)の2分の1に20,000円を乗じて得た額(ただし、令和3年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(以下、「CEV補助金」と</p>

<p>(2) ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル構築事業</p>	<p>設備等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等の導入を行う事業</p> <p>①計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(スマートライティング設備等導入の場合に必要な地理情報システムに係る設計及び製作等に要する経費を含む。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>いう。)の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。))を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が10億円を超えた場合は、10億円を交付額とする。</p> <p>※ 車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)は、通信・制御機器及び充放電設備とセットで、かつ外部給電可能なものに限る。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
---	---	--	------------------------	--



	<p>②自治体が所有する LED 化されていない防犯灯、道路灯、公園灯、トンネル灯等（以下「街路灯等」という。）をスマートライティングに更新又は太陽光パネル一体型 LED 街路灯等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。  イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。  ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、スマートライティング設備等導入の場合は 3 分の 1 を、太陽光パネル一体型 LED 街路灯等設備等導入の場合は 4 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---	--	------------------------	--

※本事業において、「スマートライティング」とは、無線機器等を付帯して一元的な遠隔調光等による CO2 削減が可能な LED 街路灯等であって、また、環境省の指示に基づき補助事業者が規定する一定エリア内の当該街路灯等のうち 1 つ以上の街路灯等が太陽光発電量予測精度向上に資する日射量等の気象データを環境省の指示に基づき補助事業者が規定する標準的な方法で収集可能なものをいう。

## 2. 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>(1) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業</p>	<p>①計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	<p>②地域単位で温泉熱等を利用するために必要なバイナリー発電機、温泉付随可燃性天然ガスコージェネレーションシステム、熱交換器及びヒートポンプ等の設備等導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が3億円を超えた場合は、3億円を交付額とする。</p>

<p>(2) 温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業</p>	<p>①計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	<p>②温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備等導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

### 3. 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>(1) 自動車 CASE 活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業</p>	<p>①計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	<p>②自動車 CASE 活用による脱炭素型地域交通モデル構築に必要な電気自動車、充放電機等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1(ただし、電気自動車を購入により導入する場合は、蓄電容量(kWh)の2分の1に20,000円を乗じて得た額(ただし、CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。))を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも</p>

<p>(2) グリーン スローモビ リティ導入促 進事業</p>	<p>地域交通の脱 炭素化と地域 課題の同時解 決を目的とし た、グリーン スローモビリ ティ(電動で、 時速20km 未満で公道を 走ることが可 能な4人乗り 以上のパブリ ックモビリテ ィ)の導入を 実施する事業</p>	<p>事業を行うために 必要な工事費(本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費)、設備費、 業務費及び事務費 並びにその他必要 な経費で補助事業 者が承認した経費 (間接補助対象経 費の内容について は、別表第2に定め るものとする。)</p>	<p>補助事業者 が必要と認 めた額</p>	<p>のとし、算出された額が5億円を 超えた場合は、5億円を交付額と する。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に2分の1を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。</p>									
<p>(3) 交通シ ステムの低炭 素化と利用促 進に向けた設 備整備事業</p>	<p>①LRT, BRT 省CO2を目的 に掲げたLRT・ BRTを活用す る公共交通に 関する計画に 基づく車両等 の導入を行う 事業</p>	<p>事業を行うために 必要な工事費(本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費)、設備費、 業務費及び事務費 並びにその他必要 な経費で補助事業 者が承認した経費 (間接補助対象経 費の内容について は、別表第2に定め るものとする。)</p>	<p>補助事業者 が必要と認 めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に次の割合(複数年度計 画の事業の場合は採択時点の補 助率)を乗じて得た額を交付額と する。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場 合には、これを切り捨てるものと する。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1818 1407 1966"> <thead> <tr> <th colspan="2">導入車両</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRT</td> <td>LRT</td> <td>1/2以下</td> </tr> <tr> <td>BRT</td> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>1/2以下</td> </tr> </tbody> </table>	導入車両		補助率	LRT	LRT	1/2以下	BRT	ハイブリッド自動車	1/2以下
導入車両		補助率											
LRT	LRT	1/2以下											
BRT	ハイブリッド自動車	1/2以下											

	<p>②-1 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業（一定以上の省エネ化が図られる、新造車両の導入や車両の省エネ改修を実施し、その車両の運行については一定以上の再生可能エネルギー由来の電力を活用する事業）</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1018 795 1401 958"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社</td> <td>1/2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、JR・大手民鉄・公営事業者・準大手・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。 注2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、補助率は、上記表において、「申請者」を「設備を使用する鉄軌道事業者」に読み替えて適用される補助率による。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切</p>	申請者	補助率	中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社	1/2 以下
申請者	補助率							
中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社	1/2 以下							
	<p>②-2 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業（再生電力の有効活用に資する設備（再生電力貯蔵装置、駅舎補助電源装置、上下き電</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容について</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切</p>				

	線一括化にかかる設備等の整備を実施する事業)	は、別表第2に定めるものとする。)	<p>り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1018 237 1406 568"> <thead> <tr> <th data-bbox="1018 237 1305 286">申請者</th> <th data-bbox="1305 237 1406 286">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1018 286 1305 383">中小事業者</td> <td data-bbox="1305 286 1406 383">1 / 2 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1018 383 1305 495">公営事業者、準大手、JR(本州3社以外)、大阪市高速電気軌道株式会社</td> <td data-bbox="1305 383 1406 495">1 / 3 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1018 495 1305 568">JR 本州3社、大手民鉄</td> <td data-bbox="1305 495 1406 568">1 / 4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：鉄軌道事業者一覧(国土交通省公表)に基づく分類。中小事業者は、JR・大手民鉄・公営事業者・準大手・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。</p> <p>注2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、補助率は、上記表において、「申請者」を「設備を使用する鉄軌道事業者」に読み替えて適用される補助率による。</p>	申請者	補助率	中小事業者	1 / 2 以下	公営事業者、準大手、JR(本州3社以外)、大阪市高速電気軌道株式会社	1 / 3 以下	JR 本州3社、大手民鉄	1 / 4 以下
申請者	補助率										
中小事業者	1 / 2 以下										
公営事業者、準大手、JR(本州3社以外)、大阪市高速電気軌道株式会社	1 / 3 以下										
JR 本州3社、大手民鉄	1 / 4 以下										

#### 4. 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業	地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な自営線、太陽光発電設備、蓄電池、省CO2型空調設備及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が10億円を超えた場合は、10億円を交付額とする。

※本事業において「データセンター」とは、サーバーや通信機器等のIT機器を設置・運用する施設をいう。



5. 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業（令和2年度からの継続事業に限る。）

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業	複数の施設を 自営線等でつ なぎ、災害時 にエネルギー 自給が可能で あり、かつ周 辺住民等にエ ネルギー供給 を可能とする ために必要な 自営線、太陽 光発電設備、 蓄電池、太陽 熱利用設備、 蓄熱槽、車載 型蓄電池、電 気自動車、充 放電機等及び これらの設備 を運転制御す るために必要 な通信・制御 機器設備等の 導入を行う事 業	事業を行うために 必要な工事費（本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費）、設備費、業 務費及び事務費並 びにその他必要な 経費で補助事業者 が承認した経費（間 接補助対象経費の 内容については、別 表第2に定めるも のとする。）	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2（ただしガス コージェネレーションシステム については3分の1。また、電気 自動車 <sup>※1</sup> については、蓄電容量 （kW）の2分の1を乗じて得た額 （上限あり）を乗じて得た額を 交付額とする。ただし、算出され た額に1,000円未満の端数が 生じた場合には、これを切り捨て るものとし、算出された額が3億 円を超えた場合は、3億円を交付 額とする。

※1 電気自動車は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備を導入し、従来車両からの買換えをする場合に限る。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 658 536 752">号</th> <th data-bbox="536 658 1184 752">区 分</th> <th data-bbox="1184 658 1398 752">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 752 536 846">1</td> <td data-bbox="536 752 1184 846">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1184 752 1398 846">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 846 536 940">2</td> <td data-bbox="536 846 1184 940">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1184 846 1398 940">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 940 536 1034">3</td> <td data-bbox="536 940 1184 1034">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1184 940 1398 1034">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番 号  
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)に係る翌年度における間接補助  
事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

#### 記

#### 1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

#### 2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

#### 3. 参考資料

#### 4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)